

令和3年8月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人  
大阪健康安全基盤研究所評価委員会  
委員長 田中 敏嗣

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、知事は「全体として目標を十分に達成する見込みである」と評価し、本評価委員会としてもそれを妥当としたところである。

よって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務の継続又は組織の存続について、現状特段の問題はないと考える。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにおける健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するという、法人の担うべき役割を果たしてもらいたい。

以上